

○銃砲刀剣類等の事務取扱いに関する訓令

(令和4年3月14日本部訓令第3号)

銃砲刀剣類等の事務取扱いに関する訓令(昭和40年9月奈良県警察本部訓令第9号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 事業者、使用人等の届出(第2条-第5条)

第3章 所持の許可等(第6条-第14条)

第4章 猟銃等講習会、クロスボウ講習会、技能検定及び技能講習(第15条-第20条)

第5章 教習資格及び練習資格(第21条-第24条)

第6章 射撃場及び射撃指導員(第25条-第28条)

第7章 教習用備付け銃及び練習用備付け銃の届出等(第29条)

第8章 年少射撃資格の認定及び講習(第30条-第33条)

第9章 クロスボウ射撃資格認定(第34条・第35条)

第10章 行政処分及び仮領置等(第36条-第40条)

第11章 保管、報告徴収、立入検査等(第41条-第45条)

第12章 雑則(第46条-第53条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。)、指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。)及び奈良県公安委員会事務専決規程(昭和42年4月奈良県公安委員会規程第1号)に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2章 事業者、使用人等の届出

(銃砲刀剣類製造事業等の届出についての手続)

第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、法第3条第1項第11号から第15号までの規定による銃砲刀剣類製造等届出書(規則別記様式第1号)、法第21条の3第1項第4号の規定による準空気銃製造等届出書(規則別記様式第77号)、法第22条の2第1項ただし書の規定による模造拳銃製造等届出書(規則別記様式第78号)又は法第22条の3第2項の規定において準用する法第22条の2第1項ただし書の規定による模擬銃器製造等届出書(規則別記様式第79号)の提出を受けたときは、記載事項を確認し、当該届出書の種別に応じて銃砲刀剣類製造等台帳(別記様式第1号)、準空気銃製造等台帳(別記様式第2号)、模造拳銃製造等台帳(別記様式第3号)又は模擬銃器製

造等台帳（別記様式第4号）（以下これらをこの条において「台帳」という。）を作成した上、提出された届出書2通のうち1通は欄外に届出を受理した旨を記載して届出者に交付し、他の1通は台帳とともに保管するものとする。

2 署長は、規則第4条第2項、規則第100条第2項又は規則第102条第3項（規則第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による記載事項の変更の届出を受けたときは、提出された届出書2通のうち1通は欄外に届出を受理した旨を記載して届出者に交付し、他の1通により台帳を整理するものとする。

3 署長は、規則第4条第4項、規則第100条第4項又は規則第102条第5項（規則第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出を受けたときは、台帳を整理した上で、届出者に交付した届出書を返納させるものとする。

（人命救助等に従事する者の届出についての手続）

第3条 署長は、法第3条第2項の規定による人命救助等に従事する者届出書（規則別記様式第2号）の提出を受けたときは、記載事項を確認し、人命救助等に従事する者届出済証明台帳（別記様式第5号）を作成した上、人命救助等に従事する者届出済証明書（規則別記様式第3号）を交付するものとする。

2 署長は、規則第5条第3項において準用する規則第6条第3項の規定による自己の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった旨の届出を受けたときは、その事実を確認し、人命救助等に従事する者届出済証明書を返納させ、又は当該証明書を訂正した上、前項に定める台帳を整理するものとする。

3 署長は、規則第5条第3項において準用する規則第6条第3項の規定による人命救助等に従事する者届出書の記載事項に変更を生じた旨の届出を受けたときは、その事実を確認した上、第1項に定める台帳を整理し、人命救助等に従事する者届出済証明書を訂正するものとする。

4 署長は、規則第5条第3項において準用する第6条第5項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出を受けたときは、速やかにその事実を調査するとともに必要な手配等を行うものとする。

（使用人の届出についての手続）

第4条 署長は、法第3条第3項又は第3条の2第2項の規定による使用人届出書（規則別記様式第4号）の提出を受けたときは、記載事項を確認し、使用人届出済証明台帳（別記様式第6号）を作成して所要事項を記入した上、使用人届出済証明書（規則別記様式第5号）を交付するものとする。

2 署長は、規則第6条第3項の規定による使用人でなくなった旨の届出を受けたときは、その事実を確認し、使用人届出済証明書を返納させ、又は当該届出書を訂正した上、前項に定める台帳を整理するものとする。

3 署長は、規則第6条第3項の規定による使用人届出書の記載事項に変更を生じた旨の届出を受けたときは、その事実を確認した上、第1項に定める台帳を整理して使用人届出済証明書を訂正するものとする。

4 署長は、規則第6条第5項の規定による使用人届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出を受けたときは、速やかにその事実を調査するとともに必要な手配等を行うものとする。

(保管業の届出についての手続)

第5条 警察署長は、法第10条の8第1項又は第10条の8の2第1項の規定による保管業届出書（規則別記様式第70号）の提出を受けたときは、記載事項を確認し、保管業者台帳（別記様式第7号）を作成した上、提出された届出書2通のうち1通は欄外に届出を受理した旨を記載して届出者に交付し、他の1通は当該台帳とともに保管するものとする。

2 署長は、規則第90条第2項の規定による記載事項の変更の届出を受けたときは、提出された届出書2通のうち1通は欄外に届出を受理した旨を記載して届出者に交付し、他の1通により前項に定める台帳を整理するものとする。

3 署長は、法第10条の8第4項の規定による保管業廃止届出書（規則別記様式第71号）の提出を受けたときは、第1項に定める台帳を整理した上で、届出者に交付した届出書を返納させるものとする。

### 第3章 所持の許可等

(所持許可の申請等)

第6条 署長は、法第4条の2第1項の規定による銃砲所持許可申請書（規則別記様式第6号）、クロスボウ所持許可申請書（規則別記様式第6号の2）又は刀剣類所持許可申請書（規則別記様式第7号）（以下これらを「許可申請書」という。）の提出を受けたときは、当該許可申請書の記載事項及び規則第10条及び第11条に定める添付書類の要件を具備しているかを確認し、別に定める調査書の各事項について調査した上、審査を行うものとする。

2 前項の場合において、許可申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者に対しては、法第4条の3第1項の規定に基づき、別に定めるところにより、規則第14条に規定する認知機能検査を実施するものとする。

3 署長は、受理した許可申請書のうち、拳銃、猟銃及び空気銃以外の銃砲及び刀剣類に係るものについて、前2項に規定する調査等の結果、許可しても支障がないと認めるときは、銃砲所持許可証（規則別記様式第30号）又は刀剣類所持許可証（規則別記様式第31号）を交付し、銃砲等又は刀剣類所持許可台帳（別記様式第8号）を作成するとともに、銃砲等又は刀剣類所持許可証交付簿（別記様式第9号）に記録しておくものとする。

4 署長は、受理した許可申請書のうち、拳銃、猟銃及び空気銃以外の銃砲及び刀剣類に係るものについて、第1項及び第2項に規定する調査等の結果、許可することに支障があると認めるときは、当該許可申請書、添付書類及び意見を付した銃砲刀剣類所持等取締法関係許可等進達書（別記様式第10号。以下「進達書」という。）を、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を經由して生活安全

部長に送付するものとする。

- 5 生活安全部長は、前項の進達書に係る許可申請書につき、許可すべきであると認めるときは当該進達をした署長にその旨を通知するものとし、不許可の決定がなされたときは当該進達をした署長に（不許可・不認定）通知書（別記様式第11号）（以下「通知書」という。）を送付するものとする。
- 6 署長は、前項の規定により許可すべきであるとしてその旨の通知を受けたときは、第3項の規定により所持許可証の交付等を行うものとし、不許可の決定がなされた旨の通知を受けたときは、送付された通知書を申請人に交付するものとする。
- 7 署長は、受理した許可申請書のうち、拳銃、猟銃、空気銃及びクロスボウに係るものについては、第1項及び第2項に規定する調査等を実施した上、速やかに当該許可申請書、添付書類及び意見を付した進達書を生活安全企画課長を経由して生活安全部長に送付するものとする。
- 8 生活安全部長は、前項の進達書に係る許可申請書につき許可することを決定したときは、署長にその旨を通知するものとする。
- 9 署長は、前項の規定による通知を受けたときは、猟銃・空気銃所持許可証（規則別記様式第29号）、クロスボウ所持許可証（規則別記様式第29号の2）又はクロスボウ所持許可証（産業等用）（規則別記様式第30号の2）を作成して申請人に交付し、銃砲等所持許可台帳（別記様式第12号）（当該許可証が法第4条第1項第2号から第10号までの規定による許可に係るものである場合にあっては、銃砲等又は刀剣類所持許可台帳）を作成するとともに、銃砲等又は刀剣類所持許可証交付簿に記録しておくものとする。この場合において、現に法第4条第1項第1号の規定による猟銃・空気銃所持許可証又はクロスボウ所持許可証の交付を受けている者に対し、更に同号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を決定したときは、現に交付を受けている所持許可証に併記するものとする。
- 10 生活安全部長は、第7項の進達書に係る許可申請書につき不許可の決定がなされたときは、署長にその旨を通知するとともに通知書を送付するものとする。この場合において、署長は、送付された通知書を申請人に交付するものとする。

（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請）

第7条 署長は、法第7条の3第3項において準用する法第4条の2の規定による猟銃等所持許可更新申請書（規則別記様式第9号）又はクロスボウ所持許可更新申請書（規則別記様式第9号の2）の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項、規則第10条及び第11条に定める添付書類の要件を具備しているか及び申請人が現に交付を受けている許可証が申請人から提示された猟銃若しくは空気銃又はクロスボウに係るものであるかを確認し、別に定める調査書の各事項について調査の上、審査を行うものとする。

- 2 前項の場合において、現に受けている許可の有効期間の満了する日における年齢が75歳以上の者に対しては、法第7条の3第3項において準用する法第4条の3第1項

の規定に基づき、別に定めるところにより、規則第14条に規定する認知機能検査を実施するものとする。

- 3 署長は、前2項に規定する調査等の結果、許可を更新しても支障がないと認めるときは、現に交付を受けている所持許可証の更新欄に所定事項を記載して更新し、又は新たに所持許可証を作成して交付するとともに、銃砲等所持許可台帳及び銃砲等又は刀剣類所持許可証交付簿に当該許可証の更新について記録しておくものとする。
- 4 署長は、第1項及び第2項に規定する調査等の結果、許可を更新することに支障があると認めるときは、速やかに当該更新申請書の写し、添付書類の写し及び意見を付した進達書を生活安全企画課長を経由して生活安全部長に送付するものとする。
- 5 生活安全部長は、前項の規定による進達に係る更新申請書につき、更新すべきであると認めるときは、当該進達をした署長にその旨を通知するものとし、更新しないことが決定されたときは、当該進達をした署長に通知書を送付するものとする。
- 6 署長は、前項の規定により更新すべきであるとしてその旨の通知を受けたときは、第3項の規定により所持許可証を更新して交付等を行うものとし、更新しないとして通知書の送付を受けたときは、これを申請人に交付するものとする。

(確認の取扱い)

第8条 署長は、法第4条の4第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の確認を受けようとする者から当該銃砲等又は刀剣類及び許可証の提出を受けた場合において、次の各号に掲げる事項を調査した上、支障がないと認めるときは、銃砲等又は刀剣類所持許可台帳又は銃砲等所持許可台帳（以下これらを「許可台帳」という。）及び提出された許可証に所定事項を記載し、当該許可証を所持者に返還するものとする。

- (1) 提出された銃砲等又は刀剣類は、変装されていないか。
  - (2) 提出された銃砲等又は刀剣類は、所持許可証に記載されたものと相違なく、かつ、その構造又は機能は令第9条に規定する基準に適合しているか。
- 2 前項の場合において、署長は、譲渡等承諾書（規則別記様式第12号）の提出を受けたときは、許可申請書に添付して保存しておくものとする。
  - 3 署長は、第1項の規定により確認した銃砲等又は刀剣類について、譲渡人又は被相続人等が交付を受けていた所持許可証が他の都道府県公安委員会の許可に係るものであるときは、生活安全企画課長に報告し、その指揮を受けて処理するものとする。

(打刻命令)

第9条 署長は、許可を受けて所持する猟銃、空気銃又は射撃場に備付けの教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、法第4条の4第2項又は第9条の6第3項（法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該銃に番号又は記号の打刻を命ずるものとする。

- (1) 銃の番号が打刻されていないもの
- (2) 打刻されている銃の番号が3桁以下のもの
- (3) 打刻されている銃の番号又は記号が、既に所持を許可されている銃と同一の番号

又は記号であるもの

(4) 打刻されている銃の番号又は記号が不鮮明なもの

(5) その他特に打刻を命ずる必要があると認めるもの

2 前項の規定による打刻命令は、規則第18条の規定により打刻命令書（規則別記様式第16号、第17号又は第18号）を交付して行うものとする。

3 署長は、前2項の規定により打刻命令を行ったときは、必ずその履行状況を確認しなければならない。

（クロスボウの表示措置命令）

第10条 署長は、許可を受けて所持するクロスボウが、次の各号にいずれかに該当するものであるときは、法第4条の4第3項の規定により、当該クロスボウに番号又は記号の表示措置を執ることを命ずるものとする。

(1) クロスボウの番号又は記号が表示されていないもの

(2) 表示されているクロスボウの番号又は記号が、既に所持を許可されているクロスボウと同一の番号又は記号であるもの

(3) 表示されているクロスボウの番号又は記号が不鮮明なもの

(4) クロスボウの側面に容易に剥がれないように、かつ、見やすいように貼り付けられていないもの

(5) その他特に表示措置を執ることを命ずる必要があると認めるもの

2 前項の規定による表示措置命令を行う場合は、規則第18条の2の規定により表示措置命令書（規則別記様式第18号の2）を交付して行うものとする。この場合において、表示措置命令書控とクロスボウ番号標を重ねて奈良県公安委員会印を割印するものとする。

3 署長は、前2項の規定により表示措置命令を行ったときは、必ずその履行状況を確認しなければならない。

（許可期間延長の取扱い）

第11条 署長は、令第24条第2項の規定による許可期間延長申請書（規則別記様式第28号）の提出を受けたときは、当該申請書の写しを生活安全企画課長を経由して本部長に送付して報告し、その指揮を受けて処理するものとする。

（許可証の書換え及び再交付）

第12条 署長は、法第7条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書（規則別記様式第34号）の提出を受けたときは、その事実を調査の上、当該申請書に係る許可証の記載事項を訂正し、申請人に交付するとともに、許可台帳に当該許可証の書換えについて記録しておくものとする。ただし、提出を受けた申請書が他の都道府県公安委員会が交付した所持許可証に係るものであるときは、生活安全企画課長に報告し、その指揮を受けて処理するものとする。

2 前項の場合において、当該所持許可証に記載事項を訂正する余白がないときは、新たに所持許可証を作成し、申請人に交付するとともに、銃砲等又は刀剣類所持許可証

交付簿に当該許可証の交付について記録しておくものとする。

- 3 署長は、法第7条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書（規則別記様式第35号）の提出を受けたときは、申請の理由を調査の上、再交付前と同一の記載内容を記載した許可証を新たに作成し、記載事項変更欄に再交付年月日を記入して申請人に交付するとともに、許可台帳及び銃砲等又は刀剣類所持許可証交付簿に当該許可証の再交付について記録しておくものとする。この場合において、提出を受けた申請書が他の都道府県公安委員会が交付した所持許可証に係るものであるときは、生活安全企画課長に報告し、その指揮を受けて処理するものとする。

（確認通知）

第13条 署長は、令第35条の規定による他の都道府県公安委員会への通知をしようとするときは、生活安全企画課長に依頼するものとする。

- 2 署長は、許可証を交付し、又は許可証の書換えをした場合において、譲渡人又は書換えを受けた者の住所地又は法人の事業場が他の警察署の管轄区域内であるときは、生活安全企画課長に通知を依頼するものとする。

（返納された許可証等の取扱い）

第14条 署長は、法第8条第2項（法第9条の15第2項において準用する場合を含む。）又は第9条の5第3項（法第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書（規則別記様式第36号）の提出及び当該届出に係る所持許可証等の返納を受けたときは、返納された所持許可証等を廃棄し、当該許可証等に係る許可台帳等を整理しなければならない。この場合において、届出人が人命救助等に従事する者届出済証明書の交付を受けているときは、併せて当該証明書の返納を求め、廃棄するものとする。

- 2 前項の規定により返納を受けた所持許可証等が、他の都道府県公安委員会又は県内の他の警察署から交付されたものであるときは、生活安全企画課長に通知を依頼するものとする。

#### 第4章 猟銃等講習会、クロスボウ講習会、技能検定及び技能講習

（猟銃等講習会又はクロスボウ講習会）

第15条 署長は、法第5条の3第1項の猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「猟銃等講習会」という。）又は法第5条の3の2第1項のクロスボウの取扱いに関する講習会（以下「クロスボウ講習会」という。）の講習を受けようとする者から講習受講申込書（規則別記様式第19号）の提出を受けたときは、当該申込書に記載された受講希望年月日及び受講希望場所を生活安全企画課長に連絡し、正式な受講年月日及び受講場所の指定を受けるものとする。

- 2 署長は、前項の規定により指定された受講年月日及び受講場所を提出を受けた受講申込書の予定欄に記入し、申込人に示達するとするとともに、講習修了証明書（規則別記様式第20号）の記載欄に判明している事項を記載し、当該受講申込書の写しを添えて生活安全企画課長を経由して生活安全部長に送付するものとする。

3 生活安全部長は、猟銃等講習会又はクロスボウ講習会においてその課程を修了したと認められる受講者について、前項の規定により送付を受けた講習修了証明書を作成し、当該受講者が現に猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを所持しているときはこれを当該受講者に交付するとともに、交付した旨を署長に通知するものとし、所持していないときは当該証明書を署長に送付するものとする。この場合において、署長は、講習修了証明書の送付を受けたときは、これを当該受講者に交付するとともに、講習修了証明書の交付について証明書・認定証交付簿（別記様式第13号）に記録するものとする。

（講習修了証明書の書換え及び再交付）

第16条 署長は、法第5条の3第3項又は第5条の3の2第3項の規定による講習修了証明書等書換申請書（規則別記様式第21号）の提出を受けたときは、その事実を調査の上、申請に係る講習修了証明書の記載事項を訂正し、申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に当該証明書の書換えについて記録するものとする。ただし、提出を受けた書換申請書が他の都道府県公安委員会が交付した講習修了証明書に係るものであるときは、生活安全企画課長に報告し、その指揮を受けて処理するものとする。

2 前項本文の場合において、署長は、講習修了証明書に記載事項を訂正する余白がない場合は、新たに講習修了証明書を作成し、提出を受けた書換申請書の写し及び新たに作成した講習修了証明書を生活安全企画課長に送付するものとする。

3 生活安全企画課長は、前項の規定により講習修了証明書の送付を受けたときは、奈良県公安委員会印を押印し、署長に送付するものとする。この場合において、署長は、送付を受けた講習修了証明書を申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に証明書の書換えについて記録するものとする。

4 署長は、法第5条の3第3項又は第5条の3の2第3項の規定による講習修了証明書等再交付申請書（規則別記様式第22号）の提出を受けたときは、申請の理由を調査の上、再交付前と同一の記載内容を記載した講習修了証明書を新たに作成し、当該申請書の写しとともに生活安全企画課長に送付するものとする。ただし、提出を受けた再交付申請書が他の都道府県公安委員会が交付した講習修了証明書に係るものであるときは、生活安全企画課長に報告し、その指揮を受けて処理するものとする。

5 生活安全企画課長は、前項の規定により講習修了証明書の送付を受けたときは、奈良県公安委員会印を押印し、署長に送付するものとする。この場合において、署長は、送付を受けた講習修了証明書を申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に証明書の再交付について記録するものとする。

（技能検定）

第17条 署長は、法第5条の4第3項において準用する法第4条の2の規定による技能検定申請書（規則別記様式第8号）の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び規則第10条及び第11条に定める添付書類の要件を具備しているかを確認し、別に定

める調査書の各事項について調査した上、当該申請書の写し、添付書類の写し等及び意見を付した進達書を生活安全企画課長を経由して生活安全部長に送付しなければならない。

- 2 生活安全部長は、前項の規定による送付を受けた場合において、技能検定の実施を決定したときは署長にその旨を通知するものとし、不実施の決定がなされたときは署長にその旨を通知するとともに、通知書を送付するものとする。
- 3 署長は、前項の規定より実施を決定した旨の通知を受けたときは、技能検定通知書（規則別記様式第23号）を作成し、申請人に交付するものとし、不実施の決定がなされた旨の通知を受けたときは、送付された通知書を申請人に交付するものとする。
- 4 生活安全部長は、技能検定において、受検者が合格基準に達する成績を得たと認めるときは、合格証明書（規則別記様式第24号）を作成し、署長へ送付するものとする。この場合において、署長は、送付を受けた合格証明書を当該受検者に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に合格証明書の交付について記録しておくものとする。

（合格証明書の書換え及び再交付）

第18条 署長は、法第5条の4第3項において準用する法第5条の3第3項の規定による講習修了証明書等書換申請書の提出を受けたときは、その事実を調査の上、申請に係る合格証明書の記載事項を訂正し、申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に当該証明書の書換えについて記録しておくものとする。ただし、提出を受けた申請書が他の都道府県公安委員会が交付した合格証明書に係るものであるときは、生活安全企画課長に報告し、その指揮を受けて処理するものとする。

- 2 前項本文の場合において、署長は、合格証明書に記載事項を訂正する余白がないときは、提出を受けた講習修了証明書等書換申請書の写しを生活安全企画課長に送付するものとする。
- 3 生活安全企画課長は、前項の規定により講習修了証明書等書換申請書の写しの送付を受けたときは、新たに合格証明書を作成し、署長に送付するものとする。この場合において、署長は、送付を受けた合格証明書を申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に証明書の書換えについて記録しておくものとする。
- 4 署長は、法第5条の4第3項において準用する法第5条の3第3項の規定による講習修了証明書等再交付申請書の提出を受けたときは、申請の理由を調査した上、当該再交付申請書の写しを生活安全企画課長に送付するものとする。
- 5 生活安全企画課長は、前項の規定により講習修了証明書等再交付申請書の写しの送付を受けたときは、合格証明書を作成し、署長に送付するものとする。ただし、提出を受けた申請書が、他の都道府県公安委員会が交付した合格証明書に係るものであるときは、この限りでない。
- 6 署長は、前項本文の規定により合格証明書の送付を受けたときは、これを申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に証明書の再交付について記録しておくものとする。

(技能講習)

第19条 署長は、法第5条の5第1項の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとする者から技能講習受講申込書（規則別記様式第25号）の提出を受けたときは、当該受講申込書に記載された受講年月日及び受講希望場所を生活安全企画課長に連絡し、正式な受講年月日及び受講場所の指定を受けるものとする。

2 前項の場合において、署長は、技能講習通知書（規則別記様式第26号）を作成し、申込人に交付するとともに、当該通知書の写しを生活安全部長に送付するものとする。

3 生活安全部長は、第1項の講習において、受講者がその課程を修了したと認めるときは、技能講習修了証明書（規則別記様式第27号）を作成し、署長へ送付するものとする。この場合において、署長は、送付を受けた技能講習修了証明書を当該受講者に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に技能講習修了証明書の交付について記録しておくものとする。

(技能講習修了証明書の書換え及び再交付)

第20条 第18条の規定は、技能講習修了証明書の書換え及び再交付について準用する。

この場合において、同条中「法第5条の4第3項」とあるのは「法第5条の5第3項」と、「合格証明書」と、あるのは「技能講習修了証明書」と読み替えるものとする。

第5章 教習資格及び練習資格

(教習資格認定)

第21条 署長は、法第9条の5第4項において準用する法第4条の2第1項の規定による教習資格認定申請書（規則別記様式第10号）の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び規則第10条及び第11条に定める添付書類の要件を具備しているかを確認し、別に定める調査書の各事項について調査した上、教習資格認定申請書の写し及び意見を付した進達書を生活安全企画課長を経由して生活安全部長に送付しなければならない。

2 生活安全部長は、前項の規定による送付を受けた場合において、認定の決定をしたときは署長にその旨を通知するものとし、不認定の決定がなされたときは署長にその旨を通知するとともに、通知書を送付するものとする。

3 署長は、前項の規定により、認定の決定をした旨の通知を受けたときは教習資格認定証（規則別記様式第50号）を作成して申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に教習資格認定証の交付について記録するものとし、不認定の決定がなされた旨の通知を受けたときは送付された通知書を申請人に交付するものとする。

(教習資格認定証の書換え及び再交付)

第22条 第16条の規定は、教習資格認定証の書換え及び再交付について準用する。この場合において、同条中「法第5条の3第3項又は第5条の3の2第3項」とあるのは「法第9条の5第4項において準用する法第5条の3第3項」と、「講習修了証明書」とあるのは「教習資格認定証」と読み替えるものとする。

(練習資格認定)

第23条 署長は、法第9条の10第3項において準用する法第4条の2の規定による練習資格認定申請書（規則別記様式第11号）の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び規則第10条及び第11条に定める添付書類の要件を具備しているかを確認し、別に定める調査書の各事項について調査した上、認定をしても支障がないと認めたものについては、練習資格認定証（規則別記様式第61号）を作成し、申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に練習資格認定証の交付について記録しておくものとする。

（練習資格認定証の書換え及び再交付）

第24条 第16条の規定は、練習資格認定証の書換え及び再交付について準用する。この場合において、同条中「法第5条の3第3項又は第5条の3の2第3項」とあるのは「法第9条の10第3項において準用する法第5条の3第3項」と、「講習修了証明書」とあるのは「練習資格認定証」と読み替えるものとする。

## 第6章 射撃場及び射撃指導員

（射撃場の指定等）

第25条 署長は、法第9条の2第1項の規定による指定を受けようとする者から指定射撃場指定申請書（府令別記様式第1号）の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び府令第10条に定める添付書類の要件を具備しているかを確認し、府令第2条から第9条までに規定する基準に適合しているかを調査した上、速やかに当該申請書及び意見を付した指定射撃場指定申請等進達書（別記様式第14号）を生活安全企画課長を経由して本部長に送付しなければならない。

2 署長は、本部長から指定通知書（府令別記様式第2号）の送付を受けたときは、速やかに申請人に交付するものとする。

3 署長は、府令第13条の規定による記載事項変更届（府令別記様式第3号）の提出を受けたときは、その事実を調査し、速やかに当該変更届を生活安全企画課長を経由して本部長に送付するものとする。

4 署長は、指定射撃場が第1項の基準に適合しなくなると認める場合は、速やかにその状況を生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

（射撃指導員の指定等）

第26条 署長は、法第9条の3第1項又は第9条の3の2第1項の規定による指定を受けようとする者から射撃指導員指定申請書（規則別記様式第41号）の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び規則第43条に定める添付書類の要件を具備しているかを確認し、規則第42条第1項各号又は第42条の2各号に掲げる基準に適合しているかを調査した上、速やかに当該申請書及び意見を付した射撃指導員指定申請進達書（別記様式第15号）を生活安全企画課長を経由して本部長に送付しなければならない。

2 署長は、本部長から射撃指導員指定書（規則別記様式第42号）の送付を受けたときは、速やかに申請人に交付するものとする。

3 署長は規則第46条第1項の規定による射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書（

規則別記様式第44号)の提出を受けたときは、同項に定める添付書類の要件を具備しているかを確認し、その事実を調査した上、速やかに生活安全企画課長に当該届出書及び添付書類を送付しなければならない。

- 4 生活安全企画課長は、前項の規定により射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書等の送付を受けたときは、射撃指導員指定書の記載事項を訂正し、署長に送付するものとする。この場合において、署長は、送付された射撃指導員指定書を申請人に交付するものとする。
- 5 署長は、規則第46条第2項の規定による射撃指導員指定書の再交付の申請があったときは、当該申請人に射撃指導員指定書再交付申請書(別記様式第16号)を提出させ、その内容を調査した上、当該申請書を生活安全企画課長を経由して本部長に送付するものとする。
- 6 署長は、新たに作成された射撃指導員指定書の送付を受けたときは、当該射撃指導員指定書を申請人に交付するものとする。
- 7 署長は、射撃指導員の指定を受けた者が第1項の基準に適合しなくなったと認めるときは、速やかにその状況を生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

(教習射撃場及び練習射撃場の指定等)

第27条 署長は、法第9条の4第1項又は第9条の9第1項の規定による指定を受けようとする者から教習射撃場指定申請書(規則別記様式第45号)又は練習射撃場指定申請書(規則別記様式第57号)の提出を受けたときは、申請書の種別に応じて、規則第50条又は規則第64条において準用する規則第50条に定める添付書類の要件を具備しているかを確認し、次の各号に掲げる事項を調査した上、速やかに当該申請書、添付書類及び意見を付した指定射撃場指定申請等進達書を生活安全企画課長を経由して本部長に送付しなければならない。

- (1) 教習射撃場の管理者及び管理方法は、規則第47条に定める基準に適合しているか
- (2) 練習射撃場の管理者及び管理方法は、規則第63条において準用する規則第47条に定める基準に適合しているか

- 2 署長は、本部長から教習射撃場指定書(規則別記様式第46条)又は練習射撃場指定書(規則別記様式第58号)の送付を受けたときは、速やかに申請人に交付するものとする。
- 3 署長は、規則第54条(規則第68条において準用する場合を含む。)の規定による教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書(規則別記様式第49号)の提出を受けたときは、その事実を調査し、速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に送付しなければならない。
- 4 署長は、教習射撃場及び練習射撃場が第1項の基準に適合しなくなったと認める場合は、速やかにその状況を生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。  
(教習射撃指導員及び練習射撃指導員の選任等)

第28条 署長は、法第9条の4第2項の規定による教習射撃指導員選任等届出書（規則別記様式第47号）又は法第9条の9第2項において準用する法第9条の4第2項の規定による練習射撃指導員選任等届出書（規則別記様式第59号）の提出を受けたときは、記載事項を確認した上、生活安全企画課長を経由して本部長に送付するものとする。

2 署長は、法第9条の4第3項の規定による教習射撃指導員解任命令書（規則別記様式第48号）及び法第9条の9第2項において準用する法第9条第3項の規定による練習射撃指導員解任命令書（規則別記様式第60号）の送付を受けたときは、速やかに当該命令書に係る教習射撃指導員又は練習射撃指導員を選任した射撃場の設置者等にこれを交付し、受領書（別記様式第17号）を徴収するものとする。

3 署長は、教習射撃指導員又は練習射撃指導員がその業務に関し不正な行為をし、又は法若しくはこれに基づく命令に違反したと認めるときは、速やかに生活安全企画課長に報告しなければならない。

#### 第7章 教習用備付け銃及び練習用備付け銃の届出等

（教習用備付け銃及び練習用備付け銃の届出及び銃砲の保管）

第29条 署長は、法第9条の6第2項（法第9条の11第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による教習用備付け銃等届出書（規則別記様式第52号）の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項及び当該届出書に係る備付け銃を確認し、提出された届出書2通のうち1通は受付をした旨の記載をした上で届出者に交付し、他の1通は生活安全企画課長を経由して本部長に送付するとともに、写しを備付け銃台帳（別記様式第18号）とともに保管するものとする。

2 署長は、法第9条の6第2項の規定による教習用備付け銃等変更届出書（規則別記様式第53号）の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項を確認し、提出された届出書2通のうち1通は受付をした旨の記載をした上で届出者に交付し、他の1通は生活安全企画課長を経由して本部長に送付するとともに、写しを備付け銃台帳とともに保管するものとする。

3 署長は、教習用備付け銃及び練習用備付け銃又は銃砲の保管の設備及び方法がそれぞれ規則第59条又は規則第73条において準用する規則第59条に定める基準に適合しないと認めるときは、速やかにその状況を生活安全企画課長に報告するものとする。

#### 第8章 年少射撃資格の認定及び講習

（年少射撃資格認定）

第30条 署長は、法第9条の13の規定による年少射撃資格認定申請書（規則別記様式第64号）の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び規則第76条に定める添付書類の要件を具備しているかを確認し、別に定める調査書の各事項について調査した上、当該申請書、関係書類及び意見を付した進達書を生活安全企画課長を経由して生活安全全部長に送付するものとする。

2 生活安全全部長は、前項の規定により申請書の送付を受けた場合であって、当該申請について認定の決定をしたときは署長にその旨を通知するものとし、不認定の決定が

なされたときは署長にその旨を通知するとともに、通知書を送付するものとする。

- 3 署長は、前項の規定により認定の決定をした旨の通知を受けたときは年少射撃資格認定証（規則別記様式第65号）を作成した上、当該申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に認定証の交付について記録するものとし、不認定の決定がなされた旨の通知を受けたときは送付された通知書を申請人に交付するものとする。

（年少射撃資格認定証の書換え及び再交付）

第31条 署長は、法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証書換申請書（規則別記様式第66号）の提出を受けたときは、その事実を調査の上、申請に係る年少射撃資格認定証の記載事項を訂正し、申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に当該認定証の書換えについて記録しておくものとする。ただし、提出を受けた申請書が他の都道府県公安委員会が交付した年少射撃資格認定証に係るものであるときは、生活安全企画課長に報告し、その指揮を受けて処理するものとする。

- 2 前項本文の場合において、署長は、年少射撃資格認定証に記載事項を訂正する余白がないときは、提出を受けた講習修了証明書等書換申請書の写しを生活安全企画課長に送付するものとする。

- 3 生活安全企画課長は、前項の規定により年少射撃資格認定証書換申請書の写しの送付を受けたときは、新たに年少射撃資格認定証を作成し、署長に送付するものとする。この場合において、署長は、送付を受けた年少射撃資格認定証を申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に認定証の書換えについて記録しておくものとする。

- 4 署長は、法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証再交付申請書（規則別記様式第67号）の提出を受けたときは、申請の理由を調査した上、当該再交付申請書の写しを生活安全企画課長に送付するものとする。

- 5 生活安全企画課長は、前項の規定により年少射撃資格認定証再交付申請書の写しの送付を受けたときは、年少射撃資格認定証を作成し、署長に送付するものとする。ただし、提出を受けた申請書が、他の都道府県公安委員会が交付した年少射撃資格認定証に係るものであるときは、この限りでない。

- 6 署長は、前項本文の規定により年少射撃資格認定証の送付を受けたときは、これを申請人に交付するとともに、証明書・認定証交付簿に認定証の再交付について記録しておくものとする。

（年少射撃資格講習会）

第32条 署長は、法第9条の14第1項の年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者から年少射撃資格講習受講申込書（規則別記様式第68号）の提出を受けたときは、当該申込書に記載された受講希望年月日及び受講希望場所を生活安全企画課長に連絡し、正式な受講年月日及び受講場所の指定を受けるものとする。

- 2 署長は、前項の規定により指定された受講年月日及び受講場所を提出を受けた受講申込書の予定欄に記入し、申込人に示達するとともに、年少射撃資格講習修了証明書

(規則別記様式第69号)の記載欄に判明している事項を記載し、当該受講申込書の写しを添えて生活安全企画課長を経由して生活安全部長に送付するものとする。

- 3 生活安全部長は、第1項の講習会において、受講者が当該講習会の課程を修了したものと認めるときは、年少射撃資格講習修了証明書(規則別記様式第69号)を当該受講者に交付するものとする。この場合において、生活安全部長は、その結果を署長に通知するものとする。

(年少射撃資格講習修了証明書の書換え及び再交付)

第33条 第18条の規定は、年少射撃資格講習修了証明書の書換え及び再交付について準用する。この場合において、同条中「法第5条の4第3項」とあるのは「法第9条の14第3項」と、「合格証明書」とあるのは「年少射撃資格講習修了証明書」と読み替えるものとする。

#### 第9章 クロスボウ射撃資格認定

(クロスボウ射撃資格認定)

第34条 第21条の規定は、クロスボウ射撃資格認定について準用する。この場合において、同条中「法第9条の5第4項」とあるのは「法第9条の16第2項」と、「教習資格認定申請書(規則別記様式第10号)」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定申請書(規則別記様式第11号の2)」と、「教習資格認定申請書」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定申請書」と、「教習資格認定証(規則別記様式第50号)」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定証(規則別記様式第69号の2)」と、「教習資格認定証」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

(クロスボウ射撃資格認定証の書換え及び再交付)

第35条 第16条の規定は、クロスボウ射撃資格認定証の書換え及び再交付について準用する。この場合において、同条中「法第5条の3第3項又は第5条の3の2第3項」とあるのは「法第9条の16第2項において準用する法第5条の3第3項」と、「講習修了証明書」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

#### 第10章 行政処分及び仮領置等

(行政処分の上申)

第36条 署長は、法第9条の5第3項の規定による教習資格の認定の取消処分、法第9条の10第3項において準用する法第9条の5第3項の規定による練習資格の認定の取消処分、法第9条の16第2項の規定において準用する法第9条の5第3項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定の取消処分、法第10条の8第3項の規定による業務の廃止処分若しくは停止処分、法第10条の8の2第3項の規定による業務の廃止処分若しくは停止処分、法第10条の9の規定による指示処分、法第11条第1項から第7項までの規定による許可の取消処分又は法第11条の3第2項の規定による年少射撃資格認定の取消処分の必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類所持者行政処分上申書(別記様式第19号)により速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に上申し、指揮を受けなければならない。

(仮領置)

第37条 署長は、法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第8項若しくは第9項又は第11条の2第1項から第3項までの規定により仮領置するときは、提出者の本（国）籍、住所、職業、氏名、生年月日、銃砲等又は刀剣類の種類、数量、仮領置を必要とする理由及びその期間等を速やかに生活安全企画課長に報告し、指揮を受けなければならない。

2 署長は、法第26条第2項の規定により仮領置するときは、速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に報告し、指揮を受けなければならない。

3 前2項の場合において、本部長又は生活安全企画課長から仮領置についての指揮があったときは、速やかに仮領置書（規則別記様式第38号）を提出者に交付し、その状況を生活安全企画課長に報告するとともに仮領置書（控）の写しを送付しなければならない。

(返還申請の取扱い)

第38条 署長は、前条第1項又は第2項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類について、銃砲等又は刀剣類返還申請書（規則別記様式第39号）の提出を受けたときは、生活安全企画課長の指揮を受けて受理するものとする。この場合において、売渡し、贈与、返還等を証明する書類の添付状況を確認した上、当該銃砲等又は刀剣類に係る所持許可証と提出を受けた返還申請書の記載事項を照合して合致していると認めるときは、前条第1項の規定による仮領置にあつては生活安全企画課長に、同条第2項の規定による仮領置にあつては生活安全企画課長を経由して本部長に報告し、指揮を受けるものとする。

2 署長は、前項の規定により、本部長又は生活安全企画課長から返還の指揮を受けたときは、所持許可証の確認欄に確認年月日を記載して仮領置書と引換えにその銃砲等又は刀剣類を申請人に返還するものとする。

3 署長は、前2項の規定により引き換えた仮領置書については、仮領置書控とともに保管しなければならない。

(提出命令)

第39条 署長は、法第27条第1項の規定により銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる必要があると認めるときは生活安全企画課長に報告し、指揮を受けなければならない。

2 署長は、前項の規定により生活安全企画課長から提出を命じる指揮を受けた場合は、提出命令書（規則別記様式第86号）を作成し、速やかにこれを当該命令書に係る所持者に交付して執行するとともに、提出を受けた銃砲等又は刀剣類を保管するものとする。この場合において、署長は、提出命令書控の写しを生活安全企画課長に送付するものとする。

(銃砲等の売却、廃棄)

第40条 署長は、法第8条第9項（法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項に

において準用する場合を含む。)に該当する銃砲等又は刀剣類があるときは、速やかにその銃砲等又は刀剣類に関係書類を添えて生活安全企画課長に送付するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の規定により送付されたものを確認した上、売却又は廃棄を行い、その結果を署長に通知するとともに、売却代金の交付等について必要な指示を行うものとする。

3 署長は、前項の規定により売却代金の交付について指揮を受けたときは、規則第41条に規定により、提出者に売却代金の交付を行うものとする。この場合において、署長は銃砲等又は刀剣類（売却・廃棄）処分台帳（別記様式第20号）に所定事項を記載しなければならない。

4 署長は、第2項の規定により、廃棄をした旨の通知を受けたときは、生活安全企画課長の指揮を受け、廃棄通知書（別記様式第21号）を作成した上、提出者に交付するものとする。この場合において、廃棄通知書の写しを2通作成の上、1通は生活安全企画課長に送付し、他の1通は前項に定める台帳に保管しなければならない。

#### 第11章 保管、報告徴収、立入検査等

##### （受託保管）

第41条 署長は、法第10条の5第1項の規定により空気銃、拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を保管する場合は、委託者よりその銃砲の所持許可証を提示させて確認し、速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に報告した上、所属の警察官の中から取扱責任者を指定して保管しなければならない。

2 署長は、前項の規定により拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を保管する場合は、規則第85条に規定するところにより保管するものとする。

##### （銃砲等及び実包等の保管状況に関する報告徴収）

第42条 署長は、銃砲等及び実包等の所持者が次の各号のいずれかに該当する場合で、法第10条の6第1項の規定による銃砲等及び実包等の保管状況に関する報告を求める必要があると認めるときは、速やかに生活安全企画課長に報告の上、指揮を受けるものとする。

(1) 許可に係る銃砲等の所持許可証の住所変更に係る記載事項の書換えの申請を受けたとき。

(2) その他銃砲等及び実包等の保管状況に関し報告を求める必要があると認めるとき。

##### （立入検査）

第43条 署長は、法第10条の6第2項の規定により立入検査をし、又は関係者に質問しようとするときは、客観的にその必要性を判断し、立入りを実施する警察職員を指定した上、生活安全企画課長へ報告し、指揮を受けるものとする。

2 署長は、前項の規定による指揮を受け、検査を実施することとしたときは、実施の48時間前までに法第4条又は第6条の規定による許可を受けた猟銃を保管する者に立入検査通告書（別記様式第22号）を交付し、立入り後は立入検査簿（別記様式第23号）に所定の事項を記録しておかなければならない。

(報告徴収等)

第44条 署長は、法第12条の3の規定により許可の基準又は年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、速やかに生活安全企画課長を経由して生活安全部長へ報告し、指揮を受けるものとする。

2 署長は、前項の規定による指揮を受けて報告徴収を行うときは、報告徴収書(別記様式第24号)を法第4条若しくは第6条の規定による許可を受けた者又は年少射撃資格者に交付して受領書を徴し、報告を求めるものとする。この場合において、報告を受けたときは、速やかに当該報告徴収書に係る回答の写しを生活安全企画課長を経由して生活安全部長に送付するものとする。

3 署長は、法第12条の3の規定により医師の診断を受けるべきことを命ずる必要があると認めるときは、生活安全企画課長を経由して生活安全部長へ報告し、指揮を受けるものとする。

4 署長は、前項の規定による指揮を受けて医師の診断を受けるべきことを命ずるときは、受診等命令書(別記様式第25号)を法第4条若しくは第6条の規定による許可を受けた者又は年少射撃資格者に交付するとともに、受領書を徴するものとする。この場合において、速やかに当該受診等命令書及び受領書の写しを速やかに生活安全部長に送付するものとする。

(検査)

第45条 署長は、法第13条に規定する検査の必要があると認めるときは、その理由及び検査の日時、場所、区域、方法等を生活安全企画課長を経由して本部長に報告し、指揮を受けるものとする。

2 署長は、本部長の指揮を受けて検査を実施するときは、別に定める様式により警察署の掲示場その他の公衆の見やすい場所に告示し、又は当該検査の対象となる銃砲等又は刀剣類を所持する者に対して封書により連絡するものとする。

3 署長は、第1項の検査を実施したときは、速やかにその結果を生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

第12章 雑則

(発見及び拾得の届出の取扱い)

第46条 署長は、法第23条の規定による銃砲等又は刀剣類の発見又は拾得の届出を受けたときは、その事実を調査し、証拠物件として取り扱い、又は法第27条の規定による提出を命ずるほか、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 発見の届出のあった銃砲等又は刀剣類のうち、法第4条の規定による許可又は法第14条の規定による登録を受けて所持することができるものにあつては当該届出人の希望により所定の申請手続をさせ、所持することができないもの又は当該届出人が所持を希望しないものにあつては廃棄をさせ、その処理結果を確認する。

(2) 届出人が警察による廃棄を依頼した場合は、当該届出人から処分依頼書(別記様式第26号)を徴し、これを廃棄する銃砲等又は刀剣類とともに生活安全企画課長に

送付する。

- (3) 拾得の届出のあった銃砲等又は刀剣類で遺失物法（平成18年法律第73号）の適用を受けるものの取扱いについては、同法の定めるところにより処理する。

（亡失、盗難等の取扱い）

第47条 署長は、法第23条の2の規定による銃砲等又は刀剣類を亡失し、又は盗み取られた旨の届出を受けたときは、速やかに生活安全企画課長に報告し、手配を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 署長は、前項に規定する銃砲等又は刀剣類が発見されたときは、生活安全企画課長に報告した上、手配を解除するものとする。

（公告事項等）

第48条 署長は、法第24条の2第9項の規定により公告するときは、別記様式第27号により警察署の掲示場に掲示して行うものとする。

（告示を必要とするときの処置）

第49条 署長は、法第26条第1項の規定により奈良県公安委員会の告示が必要と認めたときは、速やかに本部長に報告し、指揮を受けるものとする。

- 2 署長は、前項の規定により指揮を受けて告示を行うときは、別に定める様式により速やかに警察署の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示して行うものとする。

（廃棄届出の処理）

第50条 署長は、所持許可を受けた銃砲等又は刀剣類について廃棄の届出を受けたときは、その事実を調査して廃棄について確認し、当該銃砲等又は刀剣類に係る所持許可証を返納させ、又は当該所持許可証から当該銃砲等又は刀剣類の所持許可に係る事項を抹消した上、許可台帳を整理するものとする。

（申出の取扱い）

第51条 署長は、法第29条第1項の規定による申出を受けたときは、申出受理処理表（別記様式第28号）を作成し、当該処理表の写しを生活安全企画課長を経由して速やかに本部長に送付し、報告しなければならない。

- 2 署長は、前項の申出を受けたときは、法第29条第2項の規定により必要な調査及び適当な措置を講じなければならない。この場合において、調査を実施したとき又は調査の結果を踏まえて措置を講じたときは、申出受理処理表に記載するとともに、生活安全企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

- 3 署長は、個別具体の事例に即し、申出の対象者や調査に協力した者等の信用、名誉、プライバシー等への配慮の必要性や通知した場合の影響等を総合的に勘案し、処理結果を通知することが適当であると認めるときは、生活安全企画課長に通知事項を報告した上、申出を行った者に通知するものとする。

- 4 署長は、申出に係る銃砲等又は刀剣類の所持者の住居地が県内の他の警察署の管轄区域内であるときにあっては、その住居地を管轄する警察署の署長に作成した申出受理処理表を送付して引き継ぐものとし、他の都道府県警察の管轄区域内であるときに

あつては、その住居地を管轄する警察署に対して改めて申出を行うよう教示するものとする。この場合において、当該申出の処理に当たる都道府県警察本部担当課に対して、生活安全企画課長を経由して申出の概要等を連絡するものとする。

- 5 申出を行った者が、銃砲等又は刀剣類を所持する者と同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者でないときは、当該申出は法第29条第1項の規定による申出には該当しない。ただし、銃砲等又は刀剣類の所持者の不適格性に関する情報については、その全てを生活安全企画課長に報告するとともに、法第29条第2項の規定に準じ、誠実に処理するものとする。

(事故報告)

第52条 署長は、銃砲等又は刀剣類による重要又は特異な犯罪若しくは事故が発生したときは、直ちに生活安全企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(事務取扱状況の報告)

第53条 署長は、別に定めるところにより、銃砲等又は刀剣類に関する許可その他の事務の当月分の取扱状況を、翌月の5日までに本部長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

(別記様式省略)